

諮問番号：諮問第 302 号

答申番号：答申第 302 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福津市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 62 条第 3 項の規定による保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 足の骨折のため、エレベーターがない 4 階の自宅に行くことができず、審査請求人の友人（以下単に「友人」という。）宅に身を寄せていたが、骨盤の骨折及び左変形性股関節炎を患い、これらの疾患に係る医師の診断書があるのに、薬を服用しているからという理由で、処分庁から生活保護（以下「保護」という。）を打ち切ると言われた。また、4 階まで上がることができるか否かを医師に電話で確認してほしいと求めたが、電話では無効と言われた。
- (2) 処分庁は、自分が友人の車にエンジンもかけずに乗っただけ状態の写真を無断で撮影して、車のナンバーや車種を記録し、警察に通報するよう情報を流した。
- (3) 現在は友人宅にいるが、保護を受けた時点で、友人から内緒で働けと言われたこと、いわゆる DV を受けていたことを処分庁に申し立てたにもかかわらず、友人に確認しないまま、申告なしに働いていた虚偽報告に該当するとして生活保護費の返還を求められた。
- (4) 処分庁から、友人の DV がひどくなり友人宅を追い出された場合、2 度と保護を受けさせないので死んでくださいと言われた。
- (5) 足の骨折が治癒するまで 2 年半を要すると医師に言われたように、歩くことが困

難であり、お金も全くないのに、国民健康保険、介護保険、国民年金に加入するように言われている。しかし、そのお金さえない上に、月2万円以上かかる薬代を工面できず、通院できなくなった病院から薬をもらえずに困っている。

- (6) 処分庁は、2日間隔で家庭訪問し、メモ用紙を挿し込むという異常な行動を取っている。

## 2 審査庁の主張の要旨

処分庁が、法第27条第1項の規定による指導指示を行ったことに不合理な点はなく、処分庁が、保護の変更によることが適当ではない場合に該当するとして、本件処分を行ったことに不合理な点は認められない。

処分に至る手続について、処分庁は、法第62条の規定及び「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)の定めに従って本件処分を行ったものと認められ、違法又は不当な点は認められない。

また、処分庁は、自宅で生活することの可否について調査結果を踏まえ、本件処分を行っていることが認められ、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

- 1 本件審査請求の争点は、本件処分の前提となる法第27条第1項の規定による指導又は指示の内容、本件処分の程度及び本件処分に至る手続に違法又は不当な点がないかということにあるので、以下判断する。

- (1) 法第27条第1項の規定による指導又は指示の内容について

局長通知第11の2の(1)は、保護受給中の者については、随時、必要な助言、指導を行うほか、特に「世帯の変動等に関する法第61条の届出の義務を怠り、このため保護の決定実施が困難になり、又は困難になるおそれがあるとき。」等のような場合においては、必要に応じて法第27条第1項の規定による指導又は指示を行うこととする旨を定めている。

処分庁は、居住地である自宅での居住実態が確認できないとして、有効かつ適切な保護を実施する上で支障が生じていることを理由に、法第27条第1項の規定による指導指示(以下「本件指導指示」という。)を行ったものと認められる。

したがって、処分庁が、審査請求人に対し、本件指導指示を行ったことに不合理な点はない。

(2) 本件処分の程度について

法第 62 条第 3 項は、被保護者が同条第 1 項において規定する、法第 27 条第 1 項の規定による指導又は指示に従う義務に違反したときは、保護の実施機関は保護の変更、停止又は廃止をすることができる旨を定めている。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第 11 の問 1 の答は、被保護者が書面による指導又は指示に従わない場合において、指導又は指示の内容が比較的軽微なときは、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこととし、保護の変更によることが適当でない場合は保護を停止することとする旨を定めている。

そこで、本件指導指示の内容が比較的軽微なものに該当するか否かについて判断すると、法第 10 条で世帯を単位とした保護を規定しているほか、処分庁が、審査請求人に対し、単身生活者として保護を適用しているものであるため、本件指導指示は必要不可欠なものであり、その内容が比較的軽微とは認められない。

したがって、処分庁が「保護の変更によることが適当でない場合」に該当するとして保護を停止する本件処分を行ったことに不合理な点はない。

(3) 本件処分に至る手続について

局長通知第 11 の 2 の (4) は、法第 27 条第 1 項の規定による指導又は指示は口頭により行うことを原則とし、これによって目的を達せられなかったとき等は文書による指導又は指示を行うこととする旨及び文書による指導又は指示に従わなかったときは、必要に応じて法第 62 条の規定による所定の手続を経た上で保護の変更、停止又は廃止を行うこととする旨を定めている。

処分庁は、2 回にわたって口頭により本件指導指示を行ったが、審査請求人が従わなかったため、ケース診断会議を開催の上、書面により本件指導指示を行ったことが認められる。また、法第 62 条第 4 項に規定する弁明の機会を付与し、本件処分を行ったことが認められる。

したがって、処分庁は、法第 62 条の規定及び局長通知第 11 の 2 の (4) の定めに基づいて本件処分を行ったものと認められ、違法又は不当な点は認められない。

2 その他、審査請求人は、足の骨折のため、自宅に居住できない旨を主張しているが、処分庁は、自宅で生活することの可否について調査の上、当該調査の結果を踏まえ本件処分を行っていることが認められ、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

令和 7 年 11 月 25 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 8 年 1 月 19 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

1 (1) 法第 27 条第 1 項では、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導指示ができる旨が規定されているところ、局長通知第 11 の 2 の (1) では、特に世帯の変動等に関する法第 61 条の届出の義務を怠り、このため保護の決定実施が困難になり、又は困難になるおそれがあるとき等に、指導指示を行うこととする旨が定められている。

(2) 本件についてこれをみると、審査請求人の自宅での居住実態が確認できなかったことから、処分庁が保護の制度上適切ではないと判断し、本件指導指示を行ったことに不合理な点はない。

2 (1) また、法第 62 条第 1 項では、保護の実施機関が法第 27 条の規定による指導指示をしたときは、被保護者は当該指導指示に従わなければならない旨が、法第 62 条第 3 項では、保護の実施機関は、被保護者が同条第 1 項の指導指示に従う義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる旨が、それぞれ規定されている。そして、課長通知第 11 の問 1 の答において、被保護者が書面による法第 27 条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準が示されており、同答 1 において、指導指示の内容が比較的軽微なときはその実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこととされ、同答 2 において、保護の変更によることが適当でない場合は保護を停止することとされている。

(2) 事件記録によれば、処分庁は、審査請求人が自宅で生活する旨の指導に従わないことから、法第 27 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 2 月 19 日付けで書面により

指導指示を行ったが、審査請求人は、保護の実施機関である処分庁によるこの指導指示に従わなかったことが認められる。そして、処分庁が、審査請求人に対し、単身生活者として保護を適用していることを踏まえると、本件指導指示の内容は軽微なものとは認められない。

よって、処分庁が、保護の変更によることが適当でない場合に該当するとして、審査請求人に対する保護を停止したことに不合理な点はない。

- 3 そのほか、本件処分に至る手続をみても、違法又は不当な点は認められず、本件処分に影響を与える事情もないので、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なもの認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 井上 禎 男

委員 井手上 治 隆

委員 森 美知子